

除雪業務委託に係る入札心得

令和5年10月1日適用

(趣旨)

第1条 除雪業務委託に係る入札(随意契約を含む、以下同じ)に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える設計図書(単価内訳書、除雪業務特記仕様書、除雪業務実施要領)、委託契約書(案)、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札してください。

(受託希望工区の申請)

第2条 受託を希望される工区数は業務期間中確保できる機械の数かつオペレーター・助手の人数以内としてください。ただし、貸付機械工区はオペレーター・助手の人数以内とします。

(入札保証金の納付)

第3条 指名競争入札の場合、入札参加者は、入札執行前に見積もった総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができます。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に、上田市(以下「市」という。)を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保険契約書を提出して市の確認を得たとき。
 - (2) 入札参加者が過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模を同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと市長が認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めたとき。
- 2 前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付しなければなりません。

(設計図書等に対する質問・回答)

第4条 委託契約書(案)、この入札心得及び設計図書等に対して質問がある場合は質問書(様式3)に記載のうえ入札公告に示す期間及び場所に提出してください。質問に対する回答は市のホームページに掲載します。なお、質問者への直接の回答は行いません。

(入札の方法)

第5条 入札参加者は、入札書(見積書)に所要事項を記入のうえ、これを入札日時に指定された入札場所に差し出してください。なお、郵送による入札は認められません。

- 2 この入札は業務の総価及び単価(入札単価に予定数量を乗じて得た金額の合計、以下同じ)について見積もってください。(公告様式7による。)ただし、入札書(見積書)に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった単価の110分の100に相当する金額を記載してください。
- 3 入札する総価及び単価は、設計書に記載されている標準機種を参考に行ってください。
- 4 入札書(見積書)記載の単価は、100円単位としてください。労務単価割増については「令和3年度実施設計単価表(長野県建設部)」に定める労務単価に別に定める割増係数を乗じて算出してください。
- 5 入札参加者が代理人をして入札するときは、入札執行前に委任状を市長に提出して確認を受けてください。

- 6 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を行えません。
- 7 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできません。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札執行中において入札を辞退する場合は、入札辞退届け又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出してください。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けません。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、市長は、当該入札参加者を入札に参加させなかったり、入札の執行を延期したり若しくは取りやめることがあります。

- 2 市長は、入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行なわれないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめることがある。

(入札・開札)

第9条 入札は、入札通知書または見積通知書に記載した日時、場所において行います。入札終了後直ちに入札参加者立ち会いにより開札を行います。

- 2 入札執行回数は2回までとし、予定価格(総価及び単価、消費税及び地方消費税を除く金額)の範囲内の価格の入札がないときは、第2回の総価における最低価格入札者(再度の入札において失格基準価格を下回る者は除く。)と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とします。この場合の見積もり回数は2回を限度とします。
- 3 競争入札に付さずに随意契約による場合の見積回数は2回を限度とします。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 違算がある入札書
- (5) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (6) 記名、押印のない入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) 入札公告に示す提出期限内に審査書類を提出しない者の入札書
- (9) 虚偽の審査書類を提出した者の入札書
- (10) 一抜け方式において、他の委託業務の落札者が入札した入札書
- (11) 入札公告(共通事項)7に規定する失格基準価格を下回る入札価格(見積価格)を記載した入札書(見積書)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

(落札者の決定)

第 11 条 市長は、入札単価が全て予定単価を下回った入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で総価における最低価格入札者を落札者とします。ただし、総価について最低制限価格要領に基づき準用する失格基準価格を下回る入札者を除き、予定価格の制限の範囲内における最低価格入札者を落札者とします。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
- 3 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当所の職員にくじを引かせるものとする。

(除雪機械の変更)

第 12 条 実際に使用する機械と発注時に計上されている機械が異なる場合は、使用機械変更申出書(様式 8)の提出をお願いします。申し出た機械により、除雪業務実施要領に定められた作業が遵守できるかを市長が認めた場合は、使用機械の変更を行います。

(契約保証)

第 13 条 落札者は、契約と同時に落札総価の 10 分の 1 以上の金額を納付してください。ただし、財務規則(平成 18 年上田市規則第 45 号)第 124 条第 4 項の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがあります。

(契約の締結)

第 14 条 落札者は、落札決定後 5 日以内に契約を締結してください。

- 2 契約に要する経費は契約人の負担とします。